



草加市監査委員告示第1号

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定により実施した令和2年度財政援助団体等監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、令和3年2月24日付けで草加市長から通知があったため、同条第14項及び草加市監査基準第18条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年2月26日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 鈴 木 由 和

監査の結果に関する報告（令和2年12月21日 草監第368号）

1 対象

公益社団法人草加市シルバー人材センター、健康福祉部福祉政策課

2 監査結果及び措置状況

	指摘内容	措置状況
1	<p>会計伝票処理について（草加市シルバー人材センター）</p> <p>会計伝票処理において、伝票の決裁行為がなされていないもの、伝票の内容と総勘定元帳が一致していないもの、捺印や日付のない領収証の徴収等、一部改善が必要な事案が見受けられましたので、適正で明瞭な会計処理を行ってください。</p>	<p>他の書類に紛れ決裁が漏れてしまったものや、修正した伝票の差替え漏れにより伝票の内容と総勘定元帳が一致しないものがありました。今後は複数の職員による確認等、チェック体制の強化に努めてまいります。</p> <p>また、捺印・日付のない領収証は、ご指摘いただきました相手先には、現在は捺印・日付を記載していただいております。</p>
2	<p>立替払について（草加市シルバー人材センター）</p> <p>受託事業を運営するに当たり、各施設で消耗品等を購入する際、施設の職員が立替払を行っていますが、伝票と領収書の金額が相違しているものや、本部にて利用を控えるよう周知している個人名義のクレジットカードを利用して支払っているものが見受けられました。</p> <p>現金出納に係る業務を疎かにすると法人の信頼性を損なう恐れがありますので、今後は立替払及び現金精算におけるルールの明確化及びチェック体制の構築を行い、ミスが起きないように徹底してください。</p>	<p>立替払の精算の際は、立替者・事務局経理担当者の双方で計算をし、チェック体制を強化してまいります。</p> <p>また、立替払の際は、クレジットカードを利用しないよう、再度指導徹底してまいります。</p>
3	<p>指定管理者の評価について（福祉政策課）</p> <p>指定管理者制度運用基準に基づく指定管理者評価表の作成が行われていませんでした。指定管理者の評価を通じて管理運営の適正を期し、品質や利用者サービスを向上させるためにも、指定管理者評価表を毎年度作成してください。</p>	<p>指定管理者評価表が作成されていなかった年度の評価表について、過去に提出された事業報告書等に基づき、日常の管理運営の状況を把握した上で、各評価項目に対して可能な限り評価を行い、評価表を作成しました。</p> <p>また、引継書に「指定管理者評価表の作成について」を追加し、その周知を図り、再発防止に努めました。</p> <p>さらに、課長以下の管理職において確認を徹底し業務の履行を行うことにより、適切な事務の執行に努めてまいります。</p>